

令和7年（行ウ）第36号

原告 豊橋市長長坂尚登

被告 豊橋市議会

## 証拠説明書

令和7年7月15日

名古屋地方裁判所民事9部 御中

被告訴訟代理人

弁護士 加毛 修

弁護士 近藤 菜々子

弁護士 加毛 誠

号証	標目 原本・写しの別	作成年月日 作成者	立証趣旨
乙1	地方行財政検討会議 第一分科会（第1回） （平成22年3月18 日）資料4 議会のあ り方・長と議会の関係 について（抜粋） 写	H22/3/18 総務省 安田自治行 政局行政課 長	議会は、日本国憲法第93条の規定 により議事機関として設置され、地 方公共団体の意思を決定する機能 及び執行機関を監視する機能を担 うものとして、同じく住民から直接 選挙された長と相互にけん制し合 うことにより、地方自治の適正な運 営を期することとされていること
乙2	地方自治法の一部を改 正する法律（地方開発 事業団関係を除く。）	S38/9/10 自治事務次 官	法第96条第1項は、昭和38年の 法改正により合理化が図られ、議会 と執行機関との間における財務に

	の施行について（抄） （自治事務次官通達昭 和38年9月10日自 治乙行発第3号） 写	小林與三次	関する権利を合理的に分配し、両者 の責任体制をととのえられたこと
乙3	地方議会の法構造 写	H18/2/1 駒林良則	実務家の間では、昭和38年に改正 された法第96条第1項は、議会の 議決事件を制限列举するものであ り、「96条その他明文で議会権限 であるとされるもの以外の団体意 思決定権限は長にある」とされてき たこと
乙4	第29次地方制度調査 会第11回専門小委員会 （平成20年6月17 日）資料1 現行の議会 制度について（抜粋） 写	H20/6/17 総務省行政 課長	法第96条第1項は必要的議決事 件、第2項が任意的議決事件と説明 されるようになったこと
乙5	地方分権推進委員会第 2次勧告 写	H9/7/8 地方分権推 進委員会	地方分権推進委員会第2次勧告に 「議決事件の条例による追加を可 能とする規定の活用努めること」 が盛り込まれたこと
乙6	地方議会の法構造 写	H18/2/1 駒林良則	「議会権限は96条1項に列举さ れた事項に限られず自治体の重要 事項も理論上その権限に属すると

			<p>いべきであり、同条2項の議決事件追加条項の存在は議会の判断を尊重してそうした重要事項を含む意思決定事項を増やすことを認めているといえる」と解されていること</p>
乙7	<p>左上に「歴代市長」との表記のあるホームページの写し</p> <p>写</p>	<p>R6/11/17</p> <p>豊橋市</p>	<p>豊橋市では直近10年の間に市長が3人交代していること</p>
乙8	<p>選挙公報</p> <p>写</p>	<p>R6/11/10</p> <p>豊橋市</p>	<p>令和6年11月に行われた豊橋市長選挙で現市長は本件事業の契約解除を公約の一部として掲げたに過ぎなかったこと</p>
乙9	<p>報道発表資料（令和6年11月22日）</p> <p>写</p>	<p>R6/11/22</p> <p>豊橋市</p>	<p>現市長は当選後に独断で契約解除の申入れを行ったこと</p>
乙10	<p>報道発表資料（令和6年9月27日）</p> <p>写</p>	<p>R6/9/27</p> <p>豊橋市</p>	<p>本件事業は、市民のスポーツ活動の場や、プロスポーツ・コンサート開催などにより、まちのにぎわいを生み出すことを目的としており、文化・スポーツのみならず、産業や防災といった多岐にわたる分野において、また、本件事業に係る契約が約230億7千万円であること</p>

22

乙11	豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例（平成10年条例第42号） 号	H10/12/18 豊橋市	「構想の策定、変更又は廃止に関すること」と「姉妹都市の提携に関すること」を議会の議決すべき事件とすることを定める条例の存在
-----	------------------------------------	------------------	---